

8. 景観まちづくりの推進



市民のボランティア活動による花壇の造成



市民のボランティア活動による花壇の造成

8. 景観まちづくりの推進

8-1 景観形成推進地区

景観形成推進地区に関する基本的方針

本市において良好な景観形成を推進する必要がある地区（以降、「景観形成推進地区」）においては、景観計画区域を一般区域と推進地区に区別することにより、市全域を対象とした景観形成基準に加えて、よりきめ細かく、景観づくりを推進するための景観形成基準を、地区の合意を得て設定します。

景観形成推進地区は、本市の景観を形成する上で、拠点的な役割を担っており、さらにきめ細かな魅力ある景観づくりが望まれる特色を有している、重要度又は緊急度の高い地区とします。

1 重点的に誘導したいエリアを定めます。

景観上重要な地区を定め、景観形成基準を強化します。

- 新たな道路整備や市街化区域への編入など、良好な市街地形成が見込まれる地区
- 共通の景観的課題をもつ既成市街地
- 広告物の乱立が景観を阻害しがちな幹線道路
- 眺望や借景が大切な文化財周辺
- みどり豊かな自然景観を重点的に保全する必要がある地区
- 市民・事業者など自らが合意形成をもって景観まちづくりを推進したい地区

2 行為の制限に関する方針を定めます。

景観上重要な景観形成推進地区では、エリアの景観特性及び課題を踏まえて、将来にわたり良好な景観の形成に必要な目標等、具体的な誘導方針を定めます。

3 行為の制限に関する事項を定めます。

景観形成推進地区の誘導方針に基づき、建築物等の建設や屋外広告物の表示及び掲出について、市全域又は広範囲に及ぶ景観形成基準に加えて、景観に影響を与える行為を行なう際の配慮すべき事項を具体的に定めます。

8-2 推進体制

袖ヶ浦の魅力と愛着の感じられる良好な景観まちづくりを実現していくためには、市民一人ひとりが景観まちづくりについて意識し、積極的に関わることで、市内の隅々まで目が行き渡り、効果的な景観まちづくりがなされます。

市民・事業者・行政が協働による景観まちづくりについて共通認識を持ち、積極的に関わり、それぞれの役割を担っていくことが重要です。



1 市民・事業者・行政の役割

● 市民

景観は市民の暮らしに密接に関係することから、自分達の生活するまちをよく知り、関心を高め、学び、景観まちづくり活動への参加や、生活環境の維持・改善等、身近な景観まちづくりに取り組みます。

- 自らが景観形成の主体であることを認識し、景観に関する届出などのルールを守ります。
- 自主的に景観まちづくりに貢献する活動に取り組みます。
- 景観まちづくりの輪を広げ、景観についての取組みを推進します。

● 事業者

景観まちづくりを担う一員として、自己の活動だけでなく、周囲の街並みとの調和や地域の景観まちづくり活動への協力等、景観まちづくりに積極的に取り組みます。

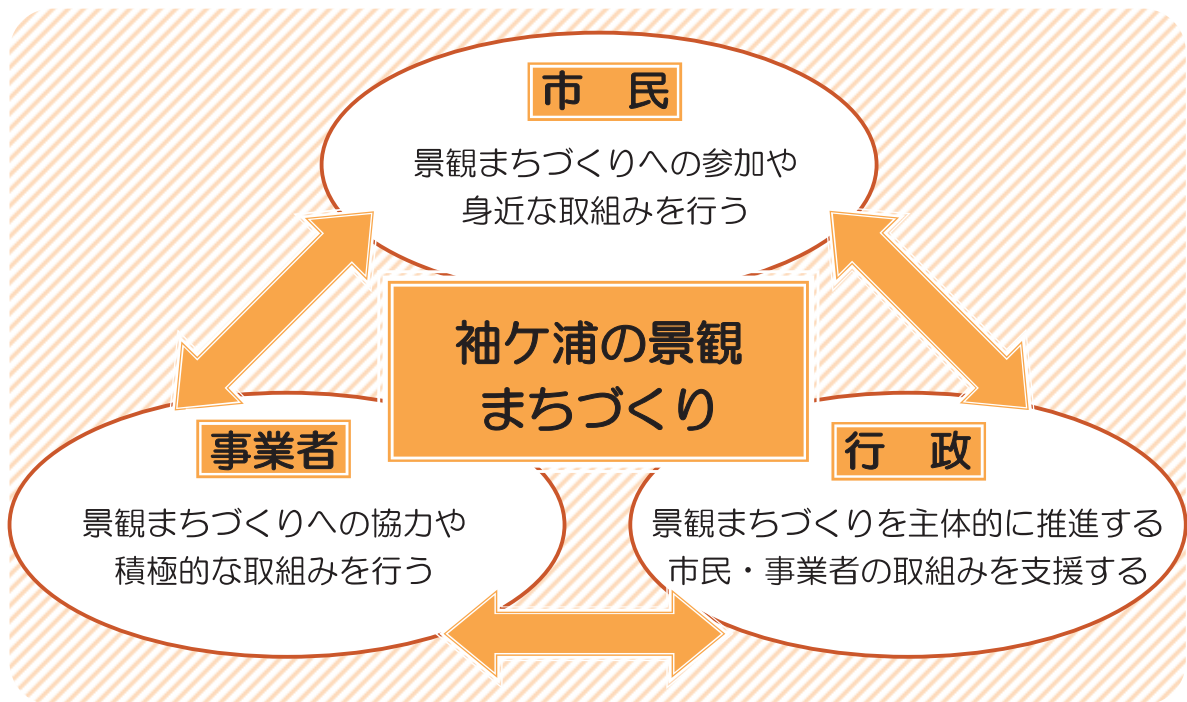
- 自らが行う事業活動が良好な景観形成に深い関わりを持つことを認識し、景観に関する届出などのルールを守ります。
- 景観計画に従い、周辺の環境と景観形成に配慮した計画とします。
- 景観条例を尊重し、良好な景観づくりに取り組みます。

● 行政

市は、市民、事業者、国や県、関係機関等と綿密に連携を組み合わせながら、景観まちづくりを主体的に推進します。また、市民及び事業者が主体となった景観まちづくりへの取組みを支援します。

- 景観計画及び景観条例の運用により、良好な景観の形成を促進します。
- 関係各課、関係団体等と連携し、景観計画の円滑な運用を図ります。
- 景観行政を推進させるため、景観施策について広報・ホームページ・パンフレットなど様々な方法により普及啓発を行います。
- 景観まちづくりについて市民や事業者の取組みが促進されるよう支援します。
- 新たに良好な市街地形成が見込まれる地区を景観形成推進地区とし、先導的に景観まちづくりを進めます。
- 公共施設を整備する場合は、景観計画に基づき周辺の景観に配慮します。
- 景観まちづくりの熟度に応じて、景観計画等の見直しを行います。

● 市民・事業者・行政の役割と連携



2 袖ヶ浦市景観審議会の設置

景観行政を推進していく上で、客観的に良好な景観を形成するため、袖ヶ浦市の良好な景観形成に関する重要な事項や、勧告・変更命令等に関する事項など専門的な立場から審議する景観審議会を設置します。

● 景観審議会での主な審査事項

- 景観計画の変更に関すること。
- 推進地区の指定並びにその変更及び解除に関すること。
- 勧告、命令及び公表に関すること。
- 既存の建築物等に対する要請に関すること。
- 景観重要建造物等の指定又は解除に関すること。
- 条例の制定又は改廃等、その他本市における良好な景観の形成に関する重要な事項として市長が認めること。

● 審議会の組織

- 学識経験者
- 関係行政機関の職員
- 市民

3 景観アドバイザー制度の創設

景観まちづくりの推進について、必要な情報や専門的立場からの助言をいただくため、専門家による景観アドバイザー等の仕組みを設けます。

景観アドバイザーは、届出制度の事前相談における建築物等の基準適合のための助言や、地区の景観まちづくりに関する助言など、専門的立場からの助言や支援を行います。

4 景観整備機構の活用

景観重要建造物・樹木の管理や、住民の合意形成に向けたコーディネートなど、市民や民間団体による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPO法人を良好な景観形成を担う主体として位置付ける景観整備機構の制度を活用します。

5 庁内体制の確立

公共施設整備、様々な分野のまちづくりにおける配慮、多様な市民活動の支援など効果的な景観まちづくりを行うために、庁内の連携及び調整を図る仕組みをつくります。

特に、公共施設の整備においては、率先して景観まちづくりの取組みを推進するために、各分野の担当者間で定期的に情報交換を行う機会を設けます。

また、各行政機関との協議・連携を図っていきます。



6

景観まちづくり市民会議の設置

市は、市民の主体的な景観まちづくりの促進や、景観まちづくり推進団体が景観まちづくりを支障なく進めるため、市が進める景観まちづくりの支援に関する各種の取組みを協議し、必要な意見や提案を行うための組織として、景観まちづくり市民会議の設置を図ります。

● 市民会議の役割

- 景観形成の促進に係る施策に関すること。
- 景観まちづくりの普及啓発活動に関すること。
- 景観まちづくり推進団体の育成に関すること。
- 景観まちづくりに係る行政への提案に関すること。

● 市民会議の組織案

- 景観まちづくり推進団体の代表者
- 公募による市民

7

景観計画の見直し

市を取り巻く情勢は常に変化しております。景観まちづくりに必要な施策等を継続的に検討し、景観計画に盛り込んでいきます。また、景観まちづくりの進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討し、必要に応じて見直しを行います。



8-3 景観まちづくりの支援

袖ヶ浦の景観形成において、市民、事業者、行政がそれぞれの役割をもって、主体的に景観まちづくりに取り組むことが重要です。

市民や事業者が主体的に進める様々な取組みは、きわめて重要な役割を担っています。市は、市民や事業者の景観まちづくり活動に対して積極的に支援を行うとともに、これらの主体的な取組みと連携を図り、景観まちづくりを推進していきます。

1 景観に関する意識啓発、情報提供

景観に関する意識の向上や情報提供を広く行うために、広報・ホームページ・パンフレット等により景観まちづくり活動を行っている方の紹介や関連情報の提供を行います。

また、講座の開設、ワークショップの開催や講演会など継続的に景観まちづくりについて学習する機会を設けます。

2 景観まちづくり活動の促進・支援

現在、市内では清掃美化活動や花植活動など、自主的に景観まちづくりに取り組みを行っている団体が多数あります。

今後このような活動が市内全域にますます広がっていくよう、促進・支援策を充実していく必要があります。

市民や事業者の景観形成の取組みに対するアドバイスや、景観計画の仕組みを活用するための専門家の派遣を行うなど、景観まちづくりを推進するため、地域活動への支援を行います。



3 交流の機会づくり

景観まちづくりには、多くの市民や事業者の参加と行動が必要です。

景観まちづくりに関心を持つ市民や事業者が、気軽に景観まちづくりに取り組めるように、地域の景観資源や市民や事業者の活動など景観まちづくりに関わる情報を広報やホームページなどにより発信していきます。

また、景観まちづくり活動を行っている市民や事業者同士が、情報交換や交流を図ることができる環境を整えます。

4 景観まちづくり推進団体の認定

景観まちづくり活動を自主的に行う一定の要件を満たす市民団体を「景観まちづくり推進団体」として認定する制度を創設します。

市は、景観まちづくり推進団体の活動を支援するために、情報の提供、技術的な支援や助言などを行うとともに、景観まちづくり推進団体の活動内容を広く周知することで、団体同士が交流し、互いに連携することで、多面的な景観まちづくりを推進します。

5 表彰制度

景観まちづくりを広げていくため、地域の景観形成に貢献している市民・NPO・事業者等の取り組みや、景観に寄与した建築物等を募集し、模範とすべきものを表彰します。

良好な景観の形成に向けた模範的な取り組みに対し表彰を行い、さらなる取り組みへの意欲を高め、そのような取り組みがより多くの市民、事業者に広がることを目指します。



袖ヶ浦の好きな景観は？

その5. 袖ヶ浦公園の四季の風景

※景観まちづくりに関する市民アンケートより

